

(独)雇用・能力開発機構の廃止に伴い 各種助成金の申請先が変わります!

(独)雇用・能力開発機構の廃止に伴い、これまで機構の各都道府県センターで取り扱っていた以下の助成金の相談・申請窓口が、平成23年10月1日から、各都道府県労働局に変更となります。

※ 平成23年9月30日までは、これまでどおり、(独)雇用・能力開発機構各都道府県センターで相談・申請を受け付けています。

対象となる助成金

- | | |
|------------------------|------------------------|
| (1)中小企業人材確保推進事業助成金 (※) | (7)キャリア形成促進助成金 |
| (2)中小企業基盤人材確保助成金 (※) | ・ 訓練等支援給付金 |
| (3)中小企業人材能力発揮奨励金 (※) | ・ 中小企業雇用創出等能力開発助成金 (※) |
| (4)中小企業職業相談委託助成金 (※) | ・ 職業能力評価推進給付金 |
| (5)建設雇用改善推進助成金 | ・ 地域雇用開発能力開発助成金 |
| (6)建設教育訓練助成金 | |

※ 中小企業労働力確保法に基づく「改善計画」は、平成23年10月1日以降も引き続き、各都道府県の担当窓口へ提出してください。助成金の実施計画認定申請・支給申請等の提出先が、平成23年10月1日から各都道府県労働局に変更となります。

(平成23年10月1日以降の相談・申請先)

愛媛労働局 職業安定部 職業対策課

〒790-8538 松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎5階

電話 089-941-2940

FAX 089-941-5200



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク



LL230906開発01